

吉野町第3次障がい者基本計画(案)パブリックコメント結果

■これらの質問・意見・提案（以下「意見等」と呼びます）は、パブリックコメント手続き（令和5年2月15日～令和5年3月1日）での意見募集を通じて提案されたものです。

■意見等と回答について

①「意見等の内容（全文）」は、提出されました意見等の内容を全て掲載しています。

②「考え方（回答）」は、吉野町障害者基本計画策定委員会の審議を経て、吉野町が作成したものです。

番号	意見等の内容(全文)	考え方(回答)
1	<p>町内に子どもが通える療育施設がなく、町外まで行かないといけない。児童発達支援や放課後等デイサービス等のあずけ先もなく不便である。空いている施設などをそのような事業所にしてもらえないですか？空いている建てものも多く、ムダだと思います。学童も人数が多く、あずけるのに不安を感じています。</p>	<p>障がい福祉サービス利用等に関しまして、貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>本町における障がい福祉サービス事業所は、移動支援を行う事業所が1カ所、グループホームが1カ所となっており、ご指摘いただいたとおり児童発達支援や放課後等デイサービスなどの事業所は町内にございません。</p> <p>現在、五條・吉野地域自立支援協議会等において、広域的な取り組みの中で地域連携を図りながら、障がい福祉サービスの質の向上や事業所とのつながりを深めております。また、事業所が少ない町村とも意見交換を行いつつ、サービスが利用しやすい環境づくりや新たな事業所が参画しやすい環境づくり等に関して五條・吉野地域自立支援協議会において協議を行っているところで（49ページ参照）。</p> <p>サービスを利用しやすい地域づくりに向けて、また様々なニーズに対応していくため、37ページに記載しております重層的支援体制整備事業についても計画・推進をして参ります。</p> <p>今後も引き続き、障がい福祉サービスの充実を図ってまいりますので、よろしくお願い致します。</p>